

憲法審査会で全参考人が 戦争法案は

違憲

6月4日の衆院憲法審査会で、「立憲主義」をテーマに招致された参考人の憲法学者3氏がそろって、戦争法案について「憲法に違反する」との認識を表明しました。参考人は各党が協議して決めたもの。与党も含めて合意した参考人全員が違憲の判断を示したことで、戦争法案の違憲性がより鮮明になっています。

集団的自衛権が許される
という点は憲法違反だ



長谷部恭男参考人
(早稲田大学法学学術院教授)

海外に戦争に行くというのは、
憲法9条、とりわけ2項違反だ



小林節参考人
(慶応義塾大学名誉教授)

(従来の政府の憲法解釈を)
踏み越えてしまったので違憲だ



笹田栄司参考人
(早稲田大学政治経済学術院教授)

「今国会成立反対」の一点で共闘を

日本共産党・志位委員長が会見



記者会見する志位委員長

日本共産党の志位和夫委員長は6月4日、国会内で記者会見し、「戦争法案に対する立場は野党それぞれですが、『今国会での成立に反対する』という一点では全ての野党が一致すると思います。その一点で協力するのが大事だと考えます。連携が進むように力を尽くしていきたい」と表明しました。

志位氏は世論調査の結果をあげ、「国民のなかで8割を超える人が“この国会で通すのはとんでもない”と声をあげているのは重要です」とのべ、「国民の8割以上の声に応じて、野党が『今国会での成立には反対する』という一点で協力することが大事です」と強調するとともに、「広い国民運動とも協力・共同して、わが党としては法案の即時廃案のために、引き続き頑張っていきたい」とのべました。



国会で質問する宮本衆院議員

日本共産党・宮本衆院議員の追及で

集団的自衛権 “砂川判決根拠論” 崩れる

法制局長官が答弁

憲法審査会で憲法学者から「違憲」とされて追い詰められた政府と自民党は、集団的自衛権の行使を認める根拠として、1959年の砂川事件の最高裁判決を持ち出しています。しかし、日本共産党の宮本衆院議員の追及で、この論拠も崩れました。

宮本徹議員は国会の特別委で、政府見解が引用した1959年12月の最高裁判決（砂川判決）では「集団的自衛権は一切議論にもなっていない」と追及しました。横畠内閣法制局長官は「（判決は）集団的自衛権について触れていない」と認めました。

宮本氏は、砂川判決では、駐留米軍が憲法9条2項の「戦力」にあたるかどうかの間われ、集団的自衛権についての判断を行っていないと指摘。しかも、政府見解が引用している部分は、判決を導き出す論理とは直接関係ない傍論にすぎないとたたきました。

横畠長官も「（引用部分は）裁判で結論を出すために直接必要な議論とは別」と述べ、「傍論」であることを確認。

宮本氏は、最高裁判決は、駐留米軍を「違憲」とした地裁判決にあわてた日米両政府が最高裁に圧力を加えてだされたものだと指摘。「正当性が疑われる砂川判決を憲法9条の解釈を覆す根拠に使うなどとんでもない」と批判しました。中谷元・防衛相は「指摘も踏まえて、今後さらに勉強していく」としか答えられませんでした。

「他国攻撃で存立脅かされた国あるか」防衛相、答えられず

宮本氏は、1972年の政府見解では集団的自衛権行使は禁止されていたにもかかわらず、今回の戦争法案で「安全保障環境が根本的に変容」したためにこれを許容するとして政府見解（9日）について、「何をもって、いつ頃から根本的に変容したのか」と問いただしたところ、中谷元・防衛相は明確に答弁することができませんでした。

宮本氏は「実際に世界で他国に対する武力攻撃で、国の存立が脅かされた国があるのか」と、具体的な存立危機事態の事例を示すよう追及。中谷防衛相は具体例をあげられず、「しっかり調べて答弁します」としか回答できませんでした。

宮本氏は「答えられなければ立法事実（法案の提出理由）がないということになる。憲法解釈の根拠がないということだ」と断じました。



「戦争法案」を廃案へ！連続追及中
「しんぶん赤旗」をお読みください

日刊 / 月 3497 円 申込み 日本共産党愛知県委員会
日曜版 / 月 823 円 電話 052-261-3461

ホームページからも
申込みできます

